

### 日常の巡回による危険箇所の発見と処置(各種施設)

対 象	処 置
広 場	障害となる石・瓦礫・ゴミ・枯れ草等の清掃除去 不陸、陥没穴、築山等崩れの整正
公園の汚損状態	清掃の必要性の確認
柵類、休憩施設	破損の状態等
照明灯	破損の状態、不点状況等
給水・排水施設	破損の状態、漏水・詰まりの状況等
その他	不具合の早期発見・対処

特に子供にとって、遊具や遊水路は魅力的な遊び場で、使い方や遊び方も様々であり、大人の想像を超えた遊び方をします。

各公園の地元地域には、学校も近隣に多数あり、子供の利用が多く見込まれることから、**遊具、遊水路の施設の安全が第一**と考えます。

- ・安全確保を図った電気施設、機械施設の点検のほか、冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、雪落しを行い、各施設からの落雪、落氷により利用者に危害を及ぼさないように注意看板等で利用者に注意を促します。



遊水路  
横断防止のコーンバー



遊水路の水質確認

## 公園施設の安全対策

公園ではたくさんの人々が施設を利用していることから、子供や高齢者への安全に対する配慮は重要であると考えています。

常に巡視・点検を行い、破損個所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行います。秩序の維持、衛生的環境の確保、火災、盗難等事故・事件の予防等の施設の管理運営を行います。

施設全般については、融雪直後に下記の項目について重視点検を行います。

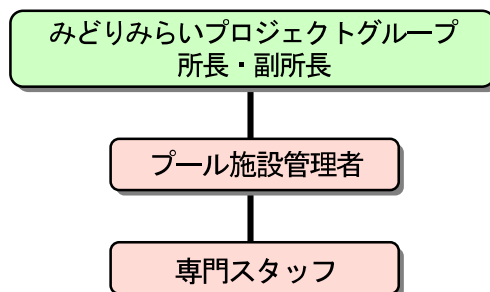
遊具施設については目視のほか、遊具の各部分に力を加えて揺らす等して安全を確認します。異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のため使用禁止等の応急的措置を行ったうえで、修繕または交換等の措置を行います。

カラスやスズメバチ等が利用者に危害を加える恐れがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。また、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止等の措置を利用者に周知し早急に対処します。

## 安全・安心な場の提供

遊水路に関して、安全・安心を優先事項として考え、不測の事故・怪我等起きないよう監視・点検を充実させ、安全衛生面で不備のない環境を整えます。

事故・怪我等が発生した場合には、応急処置を施せるよう救急設備の配備や監視員教育を徹底します。



### ※ 安全対策

遊水路については、安全管理及び水質管理に留意し、プールの安全標準指針（平成19年3月 文部科学省及び国土交通省）に基づいて、安全対策を行います。

## 管理体制の整備

適切かつ円滑な安全管理を行うために管理体制を明確にして、安全利用に留意します。

また、業務内容を「管理マニュアル」として整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ります。

- ・グループは適切かつ円滑な安全管理のために、所長、衛生管理者、監視員からなる管理体制を整えています。
- ・遊水路使用期間前の点検作業に立ち会い、使用期間中の業務の履行状況の検査等の管理業務が適正に行われているか確認・監督します。
- ・遊水路等の水質点検や利用者への遊び方指導は各スタッフで日常的に行い、スタッフは「管理マニュアル」を基に安全対策に努めます。

## 監視員

利用者が安全に利用できるよう、利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行います。

(P23 に記載しています)

## 施設

対象	安全対策	内容
遊具	日常点検	・遊具の日常点検マニュアル「(一社)日本公園施設業協会」を基に触診を行い、点検表を作成 ・破損の状態(目視、揺動による確認)
	定期点検	・専門業者による定期点検の実施(年2回)
遊水路	監視	・普通救命講習及び教育受講者を配置し、監視に努め、施設巡回時に安全チェックを実施
	管理基準	・管理マニュアルを作成し安全対策を実施
	日常点検	・原則的に厚生労働省健康局通知の「遊泳用プールの衛生基準について」に準じる <b>(給排水口のボルト等安全確認)</b>
	定期点検	・専門業者による水質検査(2回/年)
砂場	日常点検	・日々のゴミ(ガラス、動物の糞、一般ゴミ等)の除去、撤去
	定期点検	・砂場の状況確認を行い必要時には砂の交換
公園便所	日常点検	・施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃
	管理基準	・「公園便所清掃作業要領」に準じて作業 ・「公園便所維持管理要領」に準じて作業

※ **法律の定めるところの保守点検**

建築物、建築設備、電気設備、機械設備及び消防設備等については、建築基準法、電気事業法及び消防法等の法律の定めによる保守点検を適宜行います。照明灯の球切れについては、速やかに交換します。

<主要な法定点検の一覧>

施設	関連法令	点検頻度	点検項目
消防設備	消防法 (第 17 条の 3 の 3)	年 2 回	消防設備の機能点検
浄化槽	浄化槽法	初回 1 回 年 1 回	7 条検査 11 条検査：機能検査

## ※ 遊具安全対策

公園内には設置後数十年経過している遊具もあり、利用者の安全確保を重要視し、現在は緊急修繕、及び一部撤去、遊具の塗装塗替え等を行っています。

利用者に安全に利用してもらうため、日常点検による修繕箇所の確定を行い、年度計画を作成して維持管理を行っています。

遊具の健全な状態の維持継続を図り、機能障害を早期発見し、予防するために「安全性の確保」「機能の保持」「美観、形姿の維持」等に配慮して、日常点検と定期点検を行っています。

定期点検（5月、7月年2回）において、公園内の遊戯施設、修景施設等を目視、触診して安全確認しています。

定期点検実施には、(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士が担当して2名1班で行っています。

危険箇所を発見、想定できる場合は、公園管理者と協議した上で、可能であれば取外し、注意看板を設置するなどの処置を行います。

点検終了後、点検報告書（写真ファイルにて）、調査書（公園名、品名、数量、ランク別を記入して）、公園管理者に提出し協議します。

点検報告書及び調査書に基づきランク付けをし、修繕概要項目、鋼製、木製、FRP類、樹脂類、モルタル、ロープ、基礎工、撤去工、新設工に分けて修繕計画を立て、

①撤去 ⇒ ②一般修繕 ⇒ ③塗装 ⇒ ④保安設備 の順に行います。

- ・破損して危険な遊具は、公園管理者と協議して撤去します。
- ・遊具点検によるランク付けを行い、劣化判定ランクは、5段階（a, b, c1, c2, d）とし、点検結果（電子データ）を公園管理者に1回以上提出します。
- ・修繕により安全利用の可能な施設においては、ランク付けに基づいた修繕計画を立てます。
- ・塗装塗替えの計画もランク付けにより年度計画を作成します。
- ・都市公園における遊具の安全に関する指針（改訂第2版平成26年6月国土交省）及び遊具の安全に関する規準（平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会）に基づいて、適切な措置を講ずるとともに、安全管理を徹底していきます。



遊具の日常点検・定期点検

## 園地広場等

- ・落葉時期は、舗装園路や施設周辺を中心に日常的に清掃を行います。
- ・日常的に園地及び施設の巡回点検、清掃（ごみ拾い等）を行います。
- ・植え込み地等の除草を随時行います。
- ・低木の刈り込みを定期的に行います。
- ・枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去します。
- ・病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意し、やむを得ず農薬を散布する場合は、国の通知（平成25年4月26日 農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知「住宅地等における農薬使用について」）に基づき、周囲への飛散により利用者及び散布者の健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮します。
- ・風の強い日は、周辺への砂塵の飛散抑制対策として適宜散水します。

## 管理作業における安全対策

管理作業の際は、作業表示板を用いて作業区域の立ち入りの制限を実施します。

また、日常の施設管理作業時には、作業中であることを告知し、利用者へ注意を促し、公園内で管理車両を走行させる場合は、黄色回転灯を点滅させます。

作業者自身の安全対策も確実に行います。

## 植物管理

植物の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持します。

また、各植栽地の管理に当たっては、来園者の利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理します。防草剤は使用不可とします。

## 樹木管理

- ・必要に応じ、整枝・剪定を行います。
- ・枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。
- ・支柱については、必要のないものは適宜撤去し、必要なものは補修します。
- ・施肥は、必要に応じて適宜行います。
- ・防除作業は必要最小限に止め、利用者、散布者に影響のないように留意します。
- ・降雪に備え、低木、針葉樹等必要なものには適宜冬囲いを行います。
- ・冬期間については、枝からの落雪により利用者に危害が及ばないように、適宜雪落しを行います。

## 芝生・草地管理

芝生管理は一定の広がりをもつ芝草で構成された植栽空間を維持するものであり、草丈の抑制、雑草の除草及び芝草の健全な育成を図るために、芝刈、施肥、除草、病虫害防除、目土掛け等の作業を実施します。

公園緑地の芝生空間は、野球場、ピクニックや遊戯に利用される芝生広場、法面等において土砂の流亡や飛砂を防ぐことを目的として整備された芝生等、その果たす役割や機能は多様であり、前述の各作業の必要性、頻度、内容等は、おのおのの芝生の機能を達成させる視点から維持管理していきます。

- ・芝刈り・草刈りは、それぞれの区域に応じて適宜行い、利用に支障のない状態に管理します。
- ・施肥、目土、散水、エアレーション等の作業は、仕様書に準じて行います。
- ・芝生用肥料は、効果の持続性の高い材料を使用することで作業効率化と経費削減を行います。
- ・花壇・プランター管理は、地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除、除草等を適宜行いますが、除草剤は原則として使用しません。  
やむを得ず使用する場合は、使用目的、範囲等を示して、公園管理者の許可を得ます。
- ・芝生の剥げている箇所は種子散布、目土補充、張り替え用芝生の育成により、速やかに補修できる体制づくりを行っています。



補修用芝生の養生

良好な芝生地を維持するためには、芝刈りは欠かすことができない重要な管理作業の一つであり、芝刈りの目的は以下が考えられます。

- ・芝生広場の面を平滑にし、草丈を低くすることで美観を高めます。
- ・芝生の分けつを促進し、ターフを密生させます。
- ・利用、修景目的に応じた芝生の刈込高を維持します。
- ・通風、日射を確保し、健全な生育を促します。
- ・雑草を消滅させたり、雑草の侵入を防ぐ等、除草効果を高めます。
- ・樹林地と連続する草地では、生物多様性確保を考慮して刈高を高くします。

## 樹木等植物の育成管理

公園における樹木管理の基本は、当初の植栽計画を十分把握した上で、樹木本来の役割、機能を十分発揮するように、健全に育成し維持します。樹木管理は、周辺環境との調和を図った景観形成を考慮しながら、樹木の生長や生態的遷移に伴って刻々変化する状況に合わせて実施します。

また、3 公園は地域住民の生活環境と密接な関係にあることから、地元地域の理解、特に、地域住民の理解を得ながら調和の取れた自然共生型の育成管理を行います。

以下の植物の 4 つの特性をふまえて、植物の生理、生態的特徴を十分に理解して、健全な育成を図る管理をしていきます。

㊦ 生物として生命活動を行う自然性	㊦ 成長、繁殖を続けていく永続性
㊦ 形態が多様に変化していくことによる周辺との調和性	㊦ 個体ごとに異なる個性美を持つ

管理手法、作業にあたっては所長以下、スタッフによる協議の上で決定します。その際、樹木医、有識者等の意見も取り入れつつ、毎年調査計画を独自に実施しながら適正な作業を実行します。具体的な作業内容は以下の通りです。

## 剪定、刈込、枯れ枝、危険木

剪定は、植栽目的と整合を図りながら、大胆かつ要領を得た作業が求められており、美観上、実用上、生理上、安全上の目的から行います。

枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。

### 【美観上の目的】

貴重木や景観木等単独の樹木そのものの美観を保持する剪定と、組合せ植栽において、樹木間のバランスを維持するために剪定を行います。

### 【実用上の目的】

防災、防風あるいは景観、遮蔽等複数の機能、目的を兼ねている場合が多く、剪定にあたっては、これらの目的を認識した上で作業する必要があります。

### 【生理上の目的】

枝葉が繁茂しすぎると通風、日照等が阻害され、病虫害や枯損枝、台風や雪による枝折れ、倒木等が発生しやすく、剪定により徒長枝、こみ枝を間引き、通風、採光をよくしてこれら病虫害を予防します。

### 【安全上の目的】

交通安全の観点から、視認性確保を目的とした剪定を行います。



枝剪定後



## 間伐

公園緑地内の樹林の場合には、健全な樹林を育成する上で、樹林密度を調整するため間伐を必要に応じて行います。

## 支柱取替え

支柱は、樹木の根が十分に張っていないとき、強風等により新しく張り出した根が切断される被害が予想される場合にこれを防ぐ目的で行っていきます。

又、必要のない支柱は適宜撤去し、必要なものは補修します。

## 冬囲い、雪落とし

雪の荷重による幹折れ、枝折れ等の冠雪害や、降雪により樹木が埋没した場合、積雪圧から起こる雪圧害等の被害も多いことから、雪害から樹木を守るため、低木、針葉樹等必要なものには適宜雪吊り、冬囲いを行い、冬期間は、枝からの落雪による利用者への危険が生じないように雪落としを随時行います。

## 灌水

灌水は、水分吸収と蒸散のバランスが崩れたときに行うものであり、夏期の日照りの続いたときだけでなく、人工地盤など乾燥しやすい条件の場所に植えられた樹木等にも必要な作業となります。

## 希少な植物の保全と特定外来生物の駆除

外来生物法において「特定外来種」に指定されているオオハンゴンソウやオオキンケイギク、オオフサモは駆除対象であることに十分留意し、希少な生物の保全と合わせて外来生物に関する知識や情報を委託業者にも周知します。

## 動物類に係る取組

野生生物の生息環境の保全を基本としますが、植物同様に外来生物法において「特定外来種」に指定されている種が確認された場合は、公園管理者に報告した上で対処します。

野鳥への給餌活動については、野鳥本来の生活力を減退させる恐れがあることや衛生面の心配を危惧する利用者もいることから、給餌している利用者がいた場合は、中止してもらえるように啓発活動を行います。

## 昆虫類に係る取組

昆虫については生物多様性確保の上で不可欠な存在ですが、管理運営上の「害虫」になりえます。セイヨウオオマルハナバチといった「特定外来種」指定の昆虫類は対処しますが、悪影響のない昆虫については保全を基本とします。地域固有の希少な種類が確認された場合は、その生息環境の保全に努めます。

### 屯田西公園防風保安林指定部分の維持管理について

防風保安林（石狩森林管理署より無償貸付）において維持管理に必要な作業を行います。行う際は、下記表のとおり公園管理者に事前・事後の連絡を行います。

内容 ※ 1, 2	公園管理者 ※ 3		備考
	事前連絡	事後報告	
危険木伐採		○	強風等で倒れた安全上支障になる危険木を処理します。
枯損木伐採	○ (緊急性低)	○ (緊急性高)	安全上支障となると判断される（緊急性が高い）場合は事後報告とします。
立木伐採	○		「立木調査」や「補償料納入」後に許可を得た場合に伐採します。 その際、防風保安林・保健保安林としての機能に留意しながら慎重な検討を行います。
危険な枝を切る		○	強風等で途中から枝が折れてしまい、安全上支障になる枝を切ります。
安全上支障となる枝を切る	○ (可能な限り)		電線や照明に枝がかかっている、又は安全な歩行に支障となる枝を切ります。
樹木の健全な育成に支障となる枝を切る	○ (緊急性低)	○ (緊急性高)	枯れ枝、病気枝等、樹木の健全な育成に支障となる枝を切ります。安全上支障となると判断される（緊急性が高い）場合は事後報告とします。
健康な木の枝を切る	○		周囲からの苦情(日照や落ち葉等)で健康な枝を切ります。その他は原則不可。石狩森林管理署の確認後、処理します。その際、防風保安林・保健保安林としての機能に留意しながら慎重な検討を行います。
草刈り	×	×	連絡不要
工作物の改修・増築等	○		「貸付契約に基づく承認申請」と「森林法(保安林)に基づく申請」が必要か確認した上で実施します。

※ 1 いずれの処理方法も抜根をせず、表土をなるべく傷めない方法で行います。

(抜根が生じる場合は、必ず公園管理者への連絡をします。)

※ 2 判断に迷う場合はその都度連絡します。

※ 3 事前連絡、事後報告共に、処理する樹木の位置と処理前、処理後の写真を公園管理者に提出します。

## 病虫害防除

防除作業は必要最小限とし、病虫害が広く分布したり大量発生した場合には、やむを得ず薬剤散布による防除が必要となりますが、国の通知に基づきながら、利用者、スタッフに影響のないよう十分注意して行います。健康被害や環境汚染を防ぐため、薬剤は正しい知識と用法をもって使用していきます。(P75に記載しています)

## 公園便所

**管理する便所については、「公園便所清掃作業要領」「公園便所維持管理要領」**に基づき日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行います。点検・清掃については、利用者が快適に利用できるように配慮し以下の通りに行います。

- ・夏期には、10箇所全てを週3回行います。
- ・冬期には、開放する1箇所を週2回行います。
- ・清掃時には破損・詰まり・水道を点検します。
- ・土日祝日やイベント開催時には巡視回数を増やします。

## 清掃

園路、広場の清掃のほか、各種サイン、案内板等の板面清掃を定期的に行い、ベンチ、テーブル、手すりの清掃を随時行います。

利用者の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置を取り、塵芥は缶、ビン等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理し清潔に保ちます。

公園内から発生したごみは、分別収集して処分します。

一般ごみ(可燃ごみ)及び資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル等)については、それぞれの回収日と再利用を行っている処理業者が処分します。

揮発性有機化合物を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しません。

## 日常清掃

- ・開館日に定期的に清掃を行い、消耗品の交換を行います。
- ・開館前に清掃を行います。

床の状態については、以下の通りとします。

- ・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガムが無く、水やその他の液体がこぼれていない。
- ・埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等がない。

カーペット素材等については、以下の通りとします。

- ・シミ、汚れ跡がない。
- ・縮み、色落ちが無く、均等な見栄えである。

その他ハード素材については、以下の通りとします。

- ・研磨剤その他が、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない。
- ・研磨機による傷がついておらず、全体が同質の光沢である。

壁、天井の状態については、以下の通りとします。

- ・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣等がない。
- ・ポスターの貼付け、備品や機材の設置等による跡がついていない。

窓、ドアの状態については、以下の通りとします。

- ・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れ等がない。
- ・ドア枠やレール等はチリ・砂・ゴミが無くきれいで、テープの跡やシミ等がない。

その他の施設環境については、以下の通りとします。

- ・各室、通路は片付いており、非常口・非常ドアの利用が妨げられていない。
- ・不快な臭いがしない。

### **計画清掃**

- ・計画清掃は、清掃計画に基づき、休館日に実施します。
- ・清掃計画については、公園管理者の承認を得ます。
- ・床は年 2 回以上実施します。また、材質に応じて適切に洗浄、ワックス等塗布等を行います。
- ・照明器具、換気扇、レンジフード、空気清浄器等は年 4 回以上実施します。
- ・電化製品は年 6 回以上実施します。また、内部に埃、塵、カビ、油汚れ、水垢がついていないか確認します。

### **廃棄物収集処理**

- ・廃棄物により施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないよう配慮します。
- ・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、公園管理者指定の方法により処理します。
- ・収集ゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓を行います。
- ・集積場所はゴミが散乱していたり、悪臭、ねずみや病害虫が発生しないよう配慮します。
- ・産業廃棄物については、法律に従って適切に保管・廃棄します。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守します。

### **管理事務所**

管理事務所は維持管理の拠点であり、又、地域住民との協働の拠点として利用者へのサービス提供及び情報発信を行います。

#### **開所時間**

- ・原則として8時45分から17時15分とします。
- ・ただし、公園施設の使用時間等を考慮の上、延長することも検討します。

#### **業務内容**

- ・有料公園施設の受付
- ・利用促進活動
- ・地域住民やボランティア団体等との協働事業の推進
- ・自主事業の推進
- ・都市公園に関する要望及び苦情の処理
- ・事故時、緊急時の対応

- ・災害対応及び応急措置
- ・法第6条及び条例第3条に係る許可についての公園管理者との連絡及び調整

### 備品管理

備品は、利用者に支障が生じないよう、常に保守点検、清掃等を行います。  
 又、所要の機能を発揮する状態を維持し、不具合の生じた備品は修繕を行います。  
 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合は、速やかに現状を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認等、必要に応じた対応を行います。  
 特記仕様書に記載する備品は、毎年度全件が対象となるよう計画を立て、その有無及び状態を点検します。  
 備品の加除がある場合は、公園管理者との合意のもとに、備品台帳の加除欄に記入し、備品管理を行います。

### 施設管理

- ・情報が記載されている書類は施錠して収納します。
- ・使用するパソコンはパスワードで安全に管理します。
- ・事務所の施錠はチェックリストで管理確認を行います。

### テニスコート

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。  
 定期的に行う作業として、排水施設泥上げ、コート砂の補充及び敷き均し等を行います。

### テニスコート・野球場

対象	安全対策の内容
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回時、目視・触診を行い早期発見、処理</li> <li>・特に陥没穴の確認</li> </ul>

### ネット・フェンス等

対象	安全対策の内容
ネット フェンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理・交換・応急処置の実施</li> </ul>

### 野球場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。  
 整地、ライン引き、塩化カルシウム及び砂散布、外野散水（夏期芝生生育期）等を必要に応じて行います。

### パークゴルフ場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。  
 定期的に行う作業として、芝生補修、排水施設泥上げ、ホールカップ周り補修、防球ネット補修等を行います。

### 砂場

特に安全管理及び衛生管理を徹底します。

## 駐車場

駐車場の管理に当たっては、利用者に混乱をまねかぬよう開放・閉鎖の表示を適正に行い、円滑な利用の確保に努めます。

## 冬期間

各施設が積雪により破損しないように、落雪、落氷により利用者に危害を及ぼさないように、巡回を行い、雪落とし等対処します。

除雪作業時の施設破損を防ぐために、積雪前に養生や撤去を行います。養生することで積雪による劣化を抑制する効果もあり、施設の長寿命化を図ります。

又、積雪に備えた施設の位置確認や除雪作業手順について、積雪前にスタッフ教育を行います。

## サービスヤード

- ・利用者が不用意に立ち入らないように看板等で周知し、門扉は常時閉じます。
- ・適宜、資材・機材の整理整頓を行います。
- ・機材の使用後は、洗浄清掃を行うとともに定期的に注油、オイル交換等のメンテナンス整備を行います。
- ・プロパン、燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理、補充します。
- ・水道法に定める受水槽の定期点検を行います。
- ・倉庫、物置等には公園管理者の資材等も格納します。

## 修繕

利用者から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに現状を確認するとともに、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査等、必要な初期対応を行います。又、当該対応の結果について、遅滞なく公園管理者に報告します。

修繕を行うにあたり、再委託にかかる契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合を除き原則として複数の団体から見積を取ります。又、修繕を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に公園管理者の承認を得、緊急に実施した修繕については、実施後速やかにその概要を公園管理者に報告します。

施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者及び施設等の安全性を確保します。

修繕計画の策定として、施設・設備等の破損、老朽化した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収を随時行い、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年 1 回、別途指示されたときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位を整理し、公園管理者に報告します。

## 組織的補償

- ・法令及びその他の規範の遵守を徹底します。
- ・「個人情報保護要綱」に基づく運用を行い、常に最新の規定へ整備します。
- ・個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び継続的改善を行います。

## 拾得物等

拾得物については、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づいた取扱を行いながら、拾得物取扱台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けます。

## 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人心の安全を図り、円滑な管理運営を行うために警備計画を作成します。

- ・鍵の管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉
- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・事務所保守警備システム等の管理
- ・日常的な業務内容、スケジュール
- ・緊急時の対応手順

警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、利用者に不快感・威圧感を与えないよう業務を行います。

## 個人情報の保護についての提案

- ・札幌市個人情報の保護に関する条例に基づいて情報管理を行います。管理に関して得た情報は内部機密とし、本業務以外には使用しません。
- ・登録情報は所長が個人情報責任者となり、帳票等管理責任者は所長が指名した者とします。
- ・個人情報保護について関係者に周知徹底し、教育を実施するなど啓発活動に努めます。
- ・個人情報の取扱いは、有料施設利用等における通知など管理運営に必要な事項のみとします。
- ・個人情報は、申込者氏名・住所・連絡先・所属団体名等とします。
- ・施設利用に関する事項・遺失物の通知等といった、個人情報を掲示する必要がある場合は、氏名・団体名等の必要最低限とします。
- ・目的を終了した個人情報は、データの複製等も含め完全に破棄します。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）をホームページにて公開しています。

## 違法行為の注意指導

札幌市都市公園条例、都市公園法に規定する禁止行為及び制限行為が許可なく行われている場合や不法占用が行われている場合は、注意・指導し、防止に努めます。

施設・設備や遊具の利用法で、不相当と認められるものについては、適正な利用方法を指導します。

**占用に当たっての立会**

公園管理者から占用許可を得ている占用物件について、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設を破損又は損傷させていないか確認のうえ、破損等が確認された場合は、速やかに公園管理者に報告します。

**ホームレスへの対応**

ホームレスが起居の場所として使用し、他の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、公園管理者並びにホームレス支援団体と協力して必要な措置をとります。



(2) 仕様書等との差異

グループでは、**草刈Aの回数3回のところ6回以上行う**ことで、利用と景観の面での向上を図ります。(工程表参照)

公園名： 屯田西公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	月												備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
基本管理	日常巡視	1式	33 日/年		●													
	定期巡視	1式	12 日/年		●													
園内清掃	清掃 A	99, 32.4m <sup>2</sup>	30 回/年		●													拾い集め型
	清掃 A (屯田防風林拡張地)	4, 35.0m <sup>2</sup>	2 回/年			●												拾い集め型、草刈り範囲+ウッドチップ舗装部分
	清掃 B	99, 32.4m <sup>2</sup>	1 回/年		●													春1回 清掃
	清掃 B (屯田防風林拡張地)	4, 35.0m <sup>2</sup>	1 回/年		●													春1回 清掃、草刈り範囲+ウッドチップ舗装部分
	清掃 C	99, 32.4m <sup>2</sup>	2 回/年				●											秋の落葉清掃
	樹 清掃			随時														
芝生管理	トラフ 清掃		随時															泥上げ等 片付け含む
	草刈 A	46, 04.4m <sup>2</sup>	6 回/年		●													片付け含む
	草刈 E	11, 21.2m <sup>2</sup>	12 回/年		●													片付け含む(野球場)
	草刈 L (屯田防風林拡張地)	2, 94.0m <sup>2</sup>	2 回/年			●												
	灌水		随時															乾燥時 パークゴルフ場・野球場
植栽管理	生垣刈込み A	9.50m	2 回/年					●										
	公園樹木管理 (樹木下枝取)		随時															
園路管理 サービス 施設	ウッドチップ敷き均し		随時															t = 10cm不足箇所随時
	水飲台閉栓・開栓	5箇所	2 回/年															
	水飲台清掃	5箇所	1 回/年															

公園名： 屯田西公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
トイレ管理	清掃（夏期）	5棟			●							●					週3回/その他汚れている場所は随時
	清掃（冬期）	1棟										●					週2回/その他汚れている場所は随時
	施設点検	5棟	随時														
	出入口除雪	1箇所	随時	冬期間							●						冬期開放のみ
遊戯施設	遊器具点検	1式	2回/年			●		●									
	遊器具修繕																
照明灯管理	照明灯修繕		随時														ランプ交換等
	冬期準備	樹木冬囲い（低木）	2回/年		●							●					撤去含む
冬期準備	遊器具冬囲い	3基	2回/年		●							●					〃
	スノーポール設置	1式	2回/年		●							●					〃
	水飲台冬囲い	5基	2回/年		●							●					〃

公園名： 屯田西公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
特殊施設 管理	ウォータースライダー管理	滑走面3本	50 日/年					●	●								要監視員 2人程度	
	ウォータースライダー設備点検		1 回/年				●	●										
	ウォータースライダー清掃	1箇所	随時				●	●										
	パークゴルフ場ネット脱着	9ホール	2 回/年			●					●							
	パークゴルフ場整備	9ホール	6 回/年			●					●							
	野球場整備	1箇所	14 回/年			●					●							
	陸上競技場整備	1箇所	14 回/年			●					●							
	陸上競技場人工芝整備	1箇所	1 回/年			●											ゴムチップ散布・人工芝 ブラッシング	
	陸上競技場人工芝散水		随時														砂埃対策等必要に応じて	
	テニスコート整備	4面	14 回/年			●					●						軟式コート	
	テニスコート整備	4面	1 回/年			●											軟式コート(オムニコー ト)	
	有料施設受付		随時			●					●							
	旧管理事務所清掃		93.15m <sup>2</sup>	52 回/年		●												便器1基
	新管理事務所清掃		158.38m <sup>2</sup>	52 回/年		●												便器3基、小便器1基、多 目的トイレ
	自動ドア点検			2 回/年		●												新管理事務所完成後から
その他 委託等	消防設備点検	1式	回/年														管理事務所	
	機械警備	1式	日/年														管理事務所	
	給水設備点検	箇所	回/年														受水槽等	
	高圧受電設備点検	箇所	回/年															
	カラスの巢撤去	1式	回/年															
	ハチの巢駆除	1式	回/年															

公園名： 太平公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡回	1式	33 日/年		●						●						
	定期巡回	1式	12 日/年		●											●	
園内清掃	清掃 A	39,944m <sup>2</sup>	30 回/年		●						●						拾い集め型
	清掃 B	39,944m <sup>2</sup>	1 回/年		●												春1回 清掃
	清掃 C	39,944m <sup>2</sup>	2 回/年						●	●							秋の落葉清掃
	樹 清掃		随時														泥上げ等 片付け含む
	トラフ 清掃		随時														泥上げ等 片付け含む
芝生管理	草刈 A	21,864m <sup>2</sup>	6 回/年		●						●						片付け含む
	草刈 B	6,000m <sup>2</sup>	12 回/年		●						●						片付け含む (野球場)
植栽管理	生垣刈込み A	774m <sup>2</sup>	2 回/年					●									
	公園樹木管理		随時														
サーピス施設	水飲台閉栓・開栓	3箇所	2 回/年								●						
	水飲台清掃	3箇所	1 回/年														
トイレ管理	清掃 (夏期)	2棟			●						●						週3回/その他汚れている場合は随時
	清掃 (冬期)	1棟									●						週2回/その他汚れている場合は随時
	施設点検	2棟	随時														
	出入口除雪	1箇所	随時	冬期間													冬期間のみ
遊戯施設	遊器具点検	1式	2 回/年						●								
	遊器具修繕																
照明灯管理	砂場管理	91m <sup>2</sup>	1 回/年														敷均し 砂補給 砂交換
	照明灯修繕		随時														ランプ交換等

公園名： 太平公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
冬期準備	樹木冬囲い(低木)	205本	2回/年		●							●					撤去含む
	遊器具冬囲い	3基	2回/年		●							●					"
	スノーポール設置	1式	2回/年		●							●					"
	水飲台冬囲い	3箇所	2回/年		●							●					"
特殊施設管理	ウォータースライダー管理	滑走面2本	50日/年				●	●									要監視員 期間中常駐 2人程度
	ウォータースライダー施設点検		1回/年				●										
	ウォータースライダー清掃	1式	随時				●	●									
	パークゴルフ場整備	9ホール	6回/年		●						●						
	野球場整備	1箇所	14回/年		●						●						
	テニスコート整備	2面	2回/年		●						●						硬式コート(ハードコート)
	有料施設受付		随時		●						●						
	カラスの巢撤去	1式	回/年														
その他委託等	ハチの巣駆除	1式	回/年														

公園名： 新琴似グリーン公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡回	1式	33 日/年		●							●					
	定期巡回	1式	12 日/年		●							●					
園内清掃	清掃 A	32,260m <sup>2</sup>	30 回/年		●							●					拾い集め型
	清掃 B	32,260m <sup>2</sup>	1 回/年		●												春1回 清掃
	清掃 C	32,260m <sup>2</sup>	2 回/年							●	●						秋の落葉清掃
	料 清掃		随時														泥上げ等 片付け含む
	浸透樹 清掃		随時														泥上げ等 片付け含む
	トラフ 清掃		随時														目詰まり時 高圧洗浄等 泥上げ等 片付け含む
芝生管理	草刈 A	12,100m <sup>2</sup>	6 回/年		●						●						片付け含む
	草刈 E	5,000m <sup>2</sup>	12 回/年		●							●					片付け含む (野球場)
植栽管理	生垣刈込み A	150 m	2 回/年					●									
	公園樹木管理 (樹木下枝取)		随時														
サービス施設	水飲台閉栓・開栓	3箇所	2 回/年		●							●					
	水飲台清掃	3箇所	1 回/年		●												
トイレ管理	清掃	2棟			●							●					週3回/その他汚れている場合は随時
	施設点検	2棟	随時														
遊戯施設	遊器具点検	1式	2 回/年		●												
	遊器具修繕	基	随時														
	砂場管理	1箇所	1 回/年		●												敷均し 砂補充 砂交換
照明灯管理	照明灯修繕	基	随時														ランプ交換等

公園名： 新琴似グリーン公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
冬期準備	樹木冬囲い（低木）	100本	2回/年		●							●					撤去含む
	遊器具冬囲い	3基	2回/年		●							●					〃
	スノーポール設置	1式	2回/年		●							●					〃
	水飲台冬囲い	3箇所	2回/年		●							●					〃
特殊施設管理	野球場整備	1箇所	14回/年		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	テニスコート整備	3面	1回/年		●												硬式コート（オムニコート）
	有料施設受付		随時			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
その他委託等	カラスの巣撤去	1式	回/年														
	ハチの巣駆除	1式	回/年														